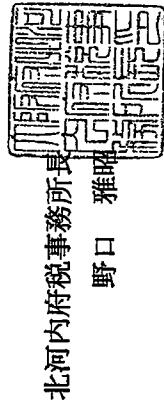


自治労大阪府職員労働組合
税務支部 北河内分会 分会長 様

令和5年9月1日



職場環境整備等の要求に対する回答書

要 求 項 目	回 答 項 目
1 従来からの労使慣行を遵守し、労働条件の変更にあたっては、一方的な実施は行わないこと。	1 良き労使関係については、今後とも尊重してまいりたい。 また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行つてまいりたい。
2 安全衛生委員会の強化、安全衛生情報の提供などにより健康管理体制の充実強化を図ること。	2 安全衛生委員会については、令和2年度から毎月開催し、職場における事故の防止に努めています。また、安全衛生情報の提供などについては、「安全衛生だより」を年4回発行するとともに、救急講習会及び健康管理講演会を毎年開催しており、今年度も引き続き行う予定です。今後とも安全管理情報の提供、健康管理体制の充実・強化に努めてまいりたい。
3 税務手当については、給与の調整額に移行すること。	3 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。
4 冷暖房・空調について (1) 冷暖房の運転期間については、日程にとらわれず、気温・湿度に適した弾力的な運転を実行すること。 (2) 空気の清浄性が保たれるよう定期的な点検・整備を行うこと。 (3) 勤務時間中は冷暖房運転を行うとともに、時間外勤務命令を發令する際には、冷暖房の運転を行うこと。	4 勤務室等の空調については、毎年、冷暖房の運転を始める前に機械の点検、清掃を行うなど、設備の保全・管理に万全を期しているところです。 (1) 冷暖房の運転については、は、彈力的な運用に留意してまいりたい。 (2) 空気の清浄性については、引き続き適切に点検・整備を行つてまいりたい。 (3) 冷暖房運転については、執務室内の適温管理に努めているところであり、今後とも状況に応じた適切な運用に留意してまいりたい。

要 求 項 目	回 答 項 目
<p>5 職場の労働安全衛生の観点から執務室の保全・改善を行うこと。</p> <p>(1) 現庁舎において破損箇所が生じた場合は、速やかに改修工事等を行なうこと。</p> <p>(2) 庁舎施設に係る耐震性の確保、震災等災害時の避難誘導等点検整備を怠らないこと。</p> <p>(3) 新型コロナウイルスの集団感染が起きないよう、執務室内の換気その他必要な対策を講ずること。</p> <p>(4) 庁舎の移転に際しては、職員の労働安全衛生に関する十分協議を行うこと。</p>	<p>5 執務室の保全・改善については、その都度、必要な改修等を行なってきたところです。</p> <p>(1) 新庁舎への移転までの間、現庁舎において破損箇所が生じた場合は、これまでど同様に、その都度、税政課と連携して、必要な改修等を行うよう努めてまいりたい。</p> <p>(2) 北河内市民センタービルは耐震基準を満たしているが、震災や火災等に対する常に危機管理意識を持って施設の整備や点検を行なっています。</p> <p>また、震災等災害時の避難誘導等についても、災害時対応マニュアルを職員に周知するとともに、避難訓練等を毎年実施しているところであり、引き続き点検整備に努めてまいりたい。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症対策のための執務室内の換気については、定期的な室内の換気を促すとともに、特に会議等で人が密集する際は、窓を開け、常時の換気を行うなど感染対策に努めています。今後とも集団感染が起きないよう注意喚起に努めでまいりたい。</p> <p>(4) 庁舎の移転にあたっては、職員の労働安全衛生に関する事項について、協議を行なってまいりたい。</p>
<p>6 職員の安全確保のため庁用自動車及び自転車の点検・整備を行うこと。</p>	<p>6 庁用自動車及び自転車については、これまでも点検・整備を行なっているところですが、今後とも業務に支障がないよう点検・整備に努めてまいりたい。</p>